

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備を行う 補助事業者の募集についての公示

令和4年3月17日

国土交通省住宅局長 淡野 博久

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備のうち、制度説明会の実施や運営等に関する事業を行う補助事業者の募集について公示します。

1. 事業の概要

(1) 事業

カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備

(2) 事業目的

令和3年4月に立ち上げた3省合同の検討会(※1)のとりまとめにおいて、2025年度の住宅を含めた省エネ基準への適合義務化等を目指すこととしており、また令和4年2月1日には社会資本整備審議会(※2)から国土交通大臣に対し、脱炭素社会の実現に向けた住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方や建築基準制度のあり方として、様々な制度見直し等について答申がされた。このため、設計者、施工者等に対する制度の普及、設計・施工方法の習熟支援、所有者等に対する周知等、建築物省エネ法の見直し等に向けた体制整備を行う。

※1 脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会(事務局：国交省、経産省、環境省)

※2 令和3年10月から令和4年1月まで社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会及び建築基準制度部会で議論。

※3 本公募は、令和4年度予算によるものであり、令和4年度予算成立が事業実施の前提となります。

(3) 事業内容

- ① 省エネ基準・計算方法、設計・施工方法等に係る講習・実地訓練
- ② 住宅の省エネ性能の表示制度の運用に係る課題分析、評価員・建築物省エネ法の適合性判定員の育成支援に関する事業
- ③ 住宅の省エネ性能の表示に係る第三者評価の取得促進に関する事業
- ④ 自治体等と連携して行われる省エネ改修等の積極的周知啓発・働きかけに対する支援を実施する事業
- ⑤ 審査範囲の見直し等に伴う、積極的周知・普及や審査体制の整備へ支援を実施する事業
(テーマの例)

- (ア) 建築確認・検査対象や審査範囲の見直し等に向けた円滑な運用・執行体制の整備
 - (イ) 小規模木造建築物の建築基準の見直しに向けた設計者や施行者等への積極的な周知・普及
 - (ウ) カーボンニュートラルの実現に向けた新たな形態規制の特例許可等の円滑な運用・執行体制の確保
 - (エ) 再生可能エネルギー利用設備の設置促進に係る用途規制の円滑な運用・執行体制の確保
- ⑥ ①～⑤の周知・広報事業の全体調整や実績管理等のサポートの実施に関する事業
- (テーマの例)
- (ア) 小規模の設計・施工事業者、審査機関等を対象とした全国講習会の運営
 - (イ) テキストの改訂等に係る委員会等の運営
 - (ウ) テキスト・解説動画、周知ツールの作成等の整備
 - (エ) 各種メディア・広告媒体等を活用した制度情報等の発信・調査
 - (オ) 制度・省エネ基準、設計・工事管理等に係るサポート・情報提供窓口
- ※上記のうち、いずれか1つ又は複数の事業を行う場合でも提案可能とする。

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和4年4月上旬 ～ 令和5年3月31日

(5) 補助対象事業者の要件

次の1)～3)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力（建築物省エネ法、住宅・建築物の省エネ関連制度又は建築基準制度に関する詳細な知識等）を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

(6) 補助金の額

定額とする。

2. 手続き等

(1) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：

令和4年3月17日(木)14時00分～令和4年3月30日(水)18時00分

② 場所：下記担当

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め上記（１）の担当まで事前連絡を行うこと。

（２）提案書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

令和４年３月３０日（水）１８時００分まで（必着）

② 場所：下記担当

③ 方法：下記担当へ、持参、郵送又は電子メールにて提出すること

④ その他

- ・持参又は郵送の場合は、提出部数は４部（正１部・写３部）とする。
- ・郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送すること。

（３）担当

〒100-8918 東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 壽川

電話：03-5253-8111（内線 39-458）

電子メール：sugawa-k2pb@mlit.go.jp

３．審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

４．その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

（３）提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

（４）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

（５）採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。

（６）詳細は説明書による。